

いますとあらゆる努力をしなきゃいけない、やっぱり本市に積極的に来ていただけたところをやるうというんじゃなくて、どういう形でそういうところにアプローチするかと。米沢市の例なんかもありますよね。そういうことも含めて本市に関係あるような人たちに働きかけをするとか、そういうことをもっとやっていかなきゃいけないのではないかと、こういうふうに思うんですけども、その点の3点について市長のお考えをお伺いして質問を終わりたいと思います。

鈴木良雄議長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 すみません、私の答弁が最初長かったようで、時間がなくなったことについて、まずおわびを申し上げます。

その後の達成度はある程度まで来たから、今度は具体的にどうするということですね、優先順位をつけてもらうということは、例えば各地区にことしこれだという場合に、こっちからもある程度優先順位がありますが、その地区で地区長さん方で話してくださいよと、こういうものの方がスムーズな場合もあるんですね。だから、そういった意味では各地区のバランスも考えながら、その各地区の現場からの声も十分に聞き入れていくというような方法がいいのではないかとこのように思っております。

情報化につきましては確かにそのとおりであります。18年以降年次計画を立てるということでありますから、これは5カ年なのか、幾年になるか、やっぱりある程度年次計画を立てて順次やっぱり整備をしていきたいというふうに思います。

企業誘致について、米沢がやっているけれども長井やっていないじゃないかということではないんですね。長井に来ていただいている企業の皆さんに、東京でもやっぱり年に1回は関先生をコーディネーターにしながら集まっていたいて、順次新しいあれを情報交換をしながら、

関先生を初め、長井応援団という皆さんにもアドバイスを願っております。そういった配慮は当然していきたいというふうに思っているところです。

藤原民夫議員の質問

鈴木良雄議長 次に、順位6番、議席番号15番、藤原民夫議員。

(15番藤原民夫議員登壇)

15番 藤原民夫議員 私は通告しております3点について市長並びに教育委員長に質問をいたします。

初めに、教育基本法改変の動きについてどうお考えか、田中教育委員長にお尋ねをいたします。

教育基本法ができてことしで57年になります。今、これを変えようとする動きが強まっているようにあります。教育基本法は日本国憲法の平和主義、民主主義の理念を教育の分野に発展させたもので、「教育の憲法」とも呼ばれておるものであります。それは戦前の教育が犯した過ちへの痛恨の反省に立って制定されたからであります。

戦前の教育は教育勅語にあるように、「いったん緩急あれば義勇公に奉じ」と、緊急事態には国に命を捧げることを最高の徳目として子供たちに教え、戦争へ、戦争へと駆り立てていったのであります。

私は終戦のとき小学校2年生でありましたが、先輩からこんな意味の話が聞かされたことを覚えております。「教育勅語というのは学校の儀式を通じて徹底されたものなんだ。全校生徒を集めた式で、校長先生がこれを読み上げる間、冬場は生徒は鼻をすすることもしゃくもできなくて、儀式が終わると一斉に鼻

をすすめる音が体操場に響きわたった」と、こういうのであります。教育勅語に絶対的に背くことはできないということが体に刻まれていたという話であります。国家が人間の内面を支配し、国民をみずから望むような形で戦争に動員していったのであります。

教育基本法は戦後間もない昭和22年に制定されたもので、補足を含めてもわずか11条しかないコンパクトな法律であります。その名のとおり、戦後の我が国の教育の基本原則が記された極めて重要な法律であります。

この法律の大きな特徴の一つに、日本国憲法で示された「民主的で文化的な国家の建設」と「世界の平和と人類の福祉への貢献」という理想の実現は、「根本において教育の力にまつべきものである」と、こう述べられておられて、教育基本法が憲法と不可分一体の関係にあることを示しているのであります。

ところが、この教育基本法を「改正」すべきだという意見がこれまでも何度となく各方面から取りざたされまして、最近では閣僚が改正法案の国会上程を明言するまでに至っているのであります。

その理由の一つとして、不登校や校内暴力など、「教育の危機」を取り上げております。文部科学省の「不登校問題に関する調査研究協力者会議」が発表した報告によりますと、この11年間で不登校の子供は約2倍の14万人にもなっているというふうに新聞に載っておりました。11年前の報告では「不登校は特別な子供の非行」と、そういうそれまでの見方を「どの子にも起こり得る」というふうに正して、学校が「心の居場所」と訴えているのであります。

いじめも深刻であります。いじめとは「強い者が弱い者を執拗に攻撃して、被害者が深刻な苦痛を感じている場合」ということで、毎年1万件近くが報告されているということでもあります。

校内暴力の発生は公立小中高校だけでも3万5,000件余、うち生徒間の暴力は2万件余、教師に対する暴力は5,800件余というふうにされております。

こうした「教育の危機」は憲法と教育基本法とそれに基づいた戦後の教育が原因だというのが「改正」を主張する人たちの言い分なのであります。しかし、私は本当の原因と責任を探らないで、教育基本法を「改正」すればいいというのは責任転嫁ではないかというふうに考えるのであります。

ことし6月にまとめた改正の中間報告には、「教育基本法に盛り込むべき項目と内容について」ということで、法律の第10条を次のように変えるというふうにしてあります。現行法には「教育は、不当な支配に服することなく」という項目がありますが、これを「教育行政は不当な支配に服することなく」、つまり「教育」の後に「行政」という2文字を入れただけですが、意味は180度変わるのであります。

つまり、第10条は国が教育内容を勝手に決めないということを定めてあります。ところが、「改正」案の中間報告では、国家による『不当な支配』ではなく、親や住民、子供、教員が教育について意見を言うと、それが『不当な支配』になってしまうというのであります。これでは国家の無制限な関与がまかり通ってしまうというふうに思うのであります。また、教育基本法に「国を愛する」という表現を殊さら盛り込もうとしてあります。「日本国民の精神が試されている。危険だからといって、人的な貢献をしない、金だけ出せばいいという状況ではない」、こういったのは昨年12月自衛隊のイラク派兵を閣議決定したとき、小泉首相は記者会見でこう力説いたしました。日本国民も戦争に出て行く、最悪の場合は死もあることを受け入れられる「精神」を持てと、このように説いたのであります。「自衛隊は平和に貢献するんです

よ、学校の先生もよく生徒さんに話さない」と。このように自衛隊派兵について疑問を持たないように先生は教えるべきだという露骨な教育内容への反映であります。

同時に一方で、教育基本法の改悪に反対する取り組みも広がりつつあります。作家の井上ひさしや澤地久枝、あるいは三木武夫元首相夫人の三木睦子、岩波書店社長の山口昭男の各氏を初め、各界の著名人や学者、教育者、保護者ら幅広い人たちが賛同を寄せている記事が12月10日付新聞に掲載されておりました。

教育委員長にお尋ねをいたします。教育基本法を変えようとするこうした内容と、その動きについての感想をお尋ねいたしたいというふうに思います。

次に、はなぞの保育園の民設民営化問題について市長にお尋ねをいたします。

このたび提出された議案「長井市保育園設置条例の一部改正」案によりますと、市の保育所から「はなぞの保育園」を削除するというふうにしております。説明によりますと、「はなぞの保育園」を社会福祉法人長井市社会福祉協議会に移管するということでもあります。理由は、市行財政改革推進委員会からの「民間主体の形態に移行して運営すべきだ」と、そういう答申があったからだということでもあります。

そこで、次の2点についてお聞きをいたします。

その第1点は、民営化で「はなぞの保育園」の担任がすべて変わり、職員が定着しないという状況が生まれぬか。「先生がいなくなったのはいい子にしていなかったからなの」というふうに親に聞く子供たちにどのように答えるのか、こういうことでもあります。行政の都合で子供たちの保育環境を激変させ、長年かけてつくり上げたその地域の子育て文化をなくすということにつながるかということでもあります。

もっと具体的にお尋ねをいたします。

行財政改革推進委員会が目をつけたのは公立保育所と私立保育所の格差として取り上げられている職員の配置数と職員の給与であろうと思うのであります。とりわけ格差が大きいのは職員の給与についてであります。

保育所は児童福祉法に定められた児童福祉施設であり、その運営にはさまざまな基準が定められております。いわゆる国基準、もしくは最低基準であります。最低基準というのは少なくとも国が示した基準以上で運営しなければならないのであります。しかし、国のこの最低基準はなかなか改善されません。また、私立保育所の場合、定められた運営補助金以外はありませぬので、最低基準を上回る運営が困難であるわけです。そのような結果、公立保育所と私立保育所の間には大きな格差が発生しているのであります。

公立保育所と私立保育所の格差として取り上げられるのは、先ほど申し上げましたように、職員の配置数と施設の設備・職員の給与であります。とりわけその職員の給与、公立保育所の場合、保育士は公務員として採用され、行政職の給与が保証されております。そのため、勤続年数が長くなるにつれて経験年数にふさわしい給与が支給されるわけであります。

一方、民設民営となる私立保育所の場合、職員の給与は保育運営費の中に含まれまして、子供の生活費や管理費などと一緒に平均的な基準をもとにして保育単価として市が計算し、委託料として支弁するということになるわけであります。しかも、給与水準を決定する勤続年数による加算が平均勤続年数、つまり保育所職員全員の平均値の10年程度で頭打ちとなっているのであります。

この結果、国基準のまま給与額を決めるといたしますと、平均勤続年数が10年を越えますと給与がほとんど上がらなくなるのであります。そのために同じ保育士であっても勤続年数が長

+

くなるにつれて公立保育所の保育士と給与の格差が拡大していくわけであります。これを是正するためには保育所経費に超過負担が生まれるわけであります。保育単価のもとになる保育士の勤続年数が10年を越えるとふえないような額が決められていくためには、勤続年数が長い保育士がいると市の「持ち出し」となってしまう、こういうふうになるわけであります。

その点、私立保育所では国の保育単価分が委託料として支払われるために、市の「持ち出し」は大きくありません。しかし、そのためには勤続年数が短く、賃金が安い保育士で保育することになってしまい、その結果、公立保育所に比べてコストが小さくなる、つまり「はなぞの保育園」を安上がりの職員を抱える保育所とするために民間移管とする、そういうことにしたのであると思うのであります。民設民営化というのは保育に対する国や自治体の公的責任の後退という流れの中に進んでいることははっきりしております。その点について市長の見解をお聞きいたします。

第2点目は、国の運営費負担金についてお尋ねをいたします。

平成16年度政府予算で、公立保育園の運営費負担金1,700億円が削減されました。長年議論されてきた保育所経費の完全一般財源化が公立保育所でスタートしたと、こういうわけであります。

自治体の財源は一般財源と特定財源に分けられております。一般財源は使い道が決められていない財源のことで、地方税収入や地方交付税がこれに当たるわけであります。

それに対して使い道が決められている財源を特定財源と呼びまして、国庫支出金や地方債、使用料や手数料などがこれに当たるわけであります。保育所運営費でいいますと、保育所運営費国庫負担金や県負担金、保育料、こうした財源は保育所以外の事務事業には使いませんから、

特定財源というふうに呼ぶわけであります。

これに対して市負担分は市税収入や地方交付税などの一般財源が充てられるわけであります。

「一般財源化」はこれまで市町村に交付されてきた国庫負担金を廃止して、その分は市町村の一般財源でまかなうように仕組みを変えたわけであります。これに対して、自治体の裁量の幅が広がるために地方分権に沿った改革だというふうな意見もありますけれども、保育にしかつかえなかった特定財源がなくなったために、自治体によっては保育に回す一般財源を減らしてしまっている、保育行政が後退するというふうなことが心配されているわけであります。

その例として、前回の長井市の9月定例会に示された「一般会計補正予算」であります。財政課長の説明によりますと、歳入の項目として挙げられた地方交付税の4億4,400万、これは今年度の普通交付税決定額が当初予定していた予算より4億4,400万円の増となったという説明であります。これは従来の公立保育所運営費負担金、これは国が50%、県が25%負担するわけでありますが、これが2004年度、つまり今年度から一般財源化されて普通交付税で措置されたためだという報告であります。つまり、保育所の経費として保証されていた金額もこの中には含まれているというふうな説明であります。 「一般財源化」ということで、必ずしも保育園さんの運営費には回されない、事実補正予算では4億円の半分の2億円を財政の基金として借金の返済に積み立てる、そしてそのほかは保育関係事業以外の事務事業に回されたわけであります。まさに保育行政の後退であります。

市長にお尋ねをいたします。国はこれまで保育にしかつかえなかった特定財源をなくして、一般財源化することで保育に回す財源を減らしてしまう、こういう国の地方財政に対する姿勢、そしてまた、今度は私立保育所の運営費の国負担も廃止すると、こういう案が今検討されてい

るというふうに聞きます。こうなると、社会福祉協議会による保育運営も大変な事態になりかねないのではないかと、こうした国の公的責任の後退について、市長は「民間でできることは民間でやってもらう」などと盛んに発言されておられますが、その陰で保育士の労働強化や保育士がほとんど入れかわり、子供たちの環境に大きな影響を与えらると思われる問題に対して、どのように考えておられるのか、お聞きをしますのであります。

第3点目の質問に入ります。市財政悪化とその要因について市長にお尋ねをいたします。

私は、財政分析を行うために過去20年間にさかのぼって長井市の各年度別の決算カードをとり寄せまして、よく用いられている諸指標を研究してみたところであります。

また、他市との比較も重要でありますので、山形県が発行している「県内市町村財政の状況」、この雑誌も各年度別資料も参考にさせていただきました。

ところで、驚いたことに長井市の場合、その自治体の財政構造の弾力性を判断するとする指標とされ、別名「財政のエンゲル係数」と呼ばれる「経常収支比率」、これが他市町の数字を大きく抜いて、抜群のトップを示している。つまり財政にほとんど弾力性のない逼迫した状況になっている、こういうことであります。

10月に入って総務省は、「平成15年度市町村普通会計決算の概要（速報）」中ではありますが、これを出しました。これは来年4月に刊行される「平成17年度版地方財政白書」に掲載される予定の最新データだそうであります。早速インターネットで取り寄せてみました。それによりますと、経常収支比率の平均が14年度で87.4%、15年度で87.5%というふうになっているのであります。全国の市町村も本当に大変な状況だと思えます。それが我が長井市の場合、14年度で99.8%、15年度で98.9%、驚くべき高さとなっ

ておりまして、財政の弾力性がほとんどないということになるわけであります。

政府が13年度から3年間限定の暫定措置として発行した「臨時財政対策債」、これを国の「発行可能額」満額を起債した財政の苦しい長井市の姿であります。

この経常収支比率を押し上げた最大の要因は公債費であり、続いて繰出金となっております。公債費については平成12年度から4年間に約3億円の繰り上げ償還を行いました。経常収支比率を進める割合は高く、市債残高は年間予算を追い抜く146億円にまで達しているのであります。これは一般会計だけでありまして。これは市でも市報などで認めているように、バブル期に投下された建設事業のツケが大きく尾を引いている結果であります。

また、財政悪化の要因には歳出面ばかりでなく、「平成不況」による市税の減収が大きく、近年では一番高かった平成9年の36億円という市税から比較しますと、平成15年度の31億円で13.4%の減収となっており、うち市民税の個人分は28.7%、法人分では16.7%と大きく落ち込んでいるのであります。こうした深刻な財政事情を打開するためと称して、市では市民活動に欠かせない、まさに行政と市民が協働でまちづくりを進めている活動や、そうした団体に交付されている補助金を大きくカットするという手法をとって、これを改善しようと図ったのであります。

平成15年度決算の監査委員による審査意見書にも「近年、補助金等に対する議論が高まっているが、補助金等交付の公平性、適正化を確保するためにはよいことである」というふうに述べております。確かに補助費等と物件費、その中でも委託料が14年度決算の25%近くを占めております。これはバブル期に投資した箱ものの管理・運営のための結果であります。市がこのたび、この補助金のあり方にメスを入れたこと

+

は、補助金交付システムの改革方向についての前進と評価すべきところでありますが、それを検討する作業が役所内だけに限られており、第三者機関に公開する、そういうシステムをとらなかったために、市民団体関係者などから不信の声が多く出ていることは甚だ残念であります。特に市と地域の協働で毎年行っている敬老会への補助金の削減、先ほども出ましたが、あるいは地域活動や文化体育活動への補助金の大幅カットなど、その審査判定基準すら示さないまま、一刀両断に行われたということはまさに言語道断であります。示したことはただ一つ、財政難だからと、こういう弁明のみであります。補助金等の中に占める市民活動への補助金はどの程度になっているのか、あるいはどんなものが補助金等というものに該当するものか、そうした最低限の説明は市報を通じても可能なはずであります。平成16年度の補助費等の中の委託料、この市の予算額は7億8,000万円、その中で市民活動に委託している事業は敬老会など800万円のみであります。また、補助費等の中の負担金は総額で9億5,000万円で、これは置賜広域行政事務組合やあるいは西置賜行政組合負担金、病院関係の負担金などであります。補助金等のその補助金は、総額3億2,000万円で、これは地場産センターに関する補助金が6,300万円のほか、社会福祉協議会や特養老人ホーム、山形鉄道など、外部管理団体への補助金で、市民活動へ直接投下される補助金は総額で1億円にも満たない金額であります。

したがって、監査委員が指摘しているように、「補助金等交付の公平性、適正化を確保するために」見直しや検討が必要なのは、こうした行政が直接扱っている外郭外部管理団体の補助金等のあり方を検討し、ここにメスを入れる必要があるというふうに思うのであります。そうした中で、長年特定の団体に既得権化していたり、あるいは当初の目的から外れた運営がなされて

いるものがないかなど、内部審査のみで決めるのではなくて、第三者機関による審査こそが必要であり、危機的な状況に陥っている財政再建の一助にもなるのではないかと、そのように考えるものであります。市長の答弁を求めるものであります。

少し長くなりましたが、最後に地域経済の再生を図る問題について、先ほど来話に出ておりましたが、私の方からもお尋ねをいたしたいと思っております。

この夏ごろ発表された経済指標は内外ともに経済の急回復ぶりを示す内容となっているようであります。しかし、景気回復は果たして本物かどうか。

雇用の面では失業率が最悪期を脱したと言われております。求人状況も一定の改善傾向が続いているということでもあります。しかし問題はその中身で、失業者に関しては職探しをあきらめた層が統計上の失業者から外される数が90年代後半から急増しているということでもあります。また、地域的には不均衡性が一層強まって、全国的に見れば、東京を初めごく一部の好況地域と大半の不況地域という二極化傾向が一段と鮮明になっているという経済学者の論文もあります。

さて、平成14年長井市の工業統計調査報告書によりますと、平成13年に続いて14年も事業所数、従業者数、製造品出荷額が落ち込んでおります。業種別には一般機械が対前年比で30.1%の減、さらに精密機械が20.0%の減、電気機械が14.2%の減でありまして、長井市のこうした基幹産業が軒並み大きく落ち込んでいることは重大な事件だと思うのであります。

また、同じ平成14年に行われた商業統計調査結果によりますと、商店数は3年前から比較して全体で46店の減少、商品販売額も15.1%の減少とこのようになっております。また、売り場面積1,500平方メートルの大型店、これは14年

の時点で長井市に4店ありまして、これらの4店の年間商品販売額は27億8,000万円であります。これは業種別の「その他の小売業」というふうに分類されるそうではありますが、この市内の商店の「その他の小売業」152店の商品販売額の21.7%も占めているのであります。

さて、冷え込んでいる地域産業を回復させることは長井市にとって最重要な課題であります。これまで企業誘致などの外発型で地域経済の振興を図ろうとしてきた施策は破たんして、地域における内発型の経済振興を図る勇氣と知恵が今試されている時代を迎えているというふうに思うのであります。山や田んぼの持つ多面的な機能を積極的に評価する、あるいは暮らしの再生、地域の再生につないでいくモデルづくりもその中で大事なテーマの一つになろうと思うのであります。

そのためには、やみくもに突っ込んでいくということではなくて、科学的な立場を堅持して、冷静な地域分析のもとに課題を明らかにして方向性を確かめることが必要であろうと、このように思います。

そこで、これまで市の統計行政で行われてきた市民所得調査方法とも違った産業連関表づくりが必要ではないかと思うのであります。この統計が産業相互間の需給関係、つまり一つには、各産業や商品の生産のためにどのような財貨・サービスがどの分野にどのように販売されていたのか、そして、最終需要はどうなったのか、そうしたことが産業連関表で示されていることから、ある産業に一定の投資があった場合、それがどの産業へどれだけ波及するか、その金額が幾らなのか、それが生産、雇用、所得、この付加価値でどのように波及していくかが算出できるものであります。これは既に県レベルではほとんどの自治体が採用している統計の手法であります。ぜひこれを長井市でも検討されて、各産業の分野に役立ててもらい、そして、それ

をもって新しい地域産業、市民の幸せに導く地域産業、その政策を立ててもらいたい、そのことを要望いたしまして私の壇上からの一般質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

鈴木良雄議長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 藤原議員のご質問にお答えしながら、私の考えも述べさせていただきたいと思えます。

まず、はなぞの保育園の民営化について、心配はないかと、悪くならないかと、こういうお話でありました。私はやっぱりそこが違うんだなと、民間の皆さんでできることは民間で、地方でできることは地方であることが、これがよくなる一番の原則だと思うのです。公務員の皆さんが、高給の皆さんが保育をするから大丈夫だというのが私にはわからない。それはやっぱり根本的に違うのではないかとこのようにさえ私は思います。これから延長保育とか一次保育とか、休日保育とか、いろんなニーズが出てくるであろう。これはやっぱり今の組合の皆さんでいうと、やっぱり一々ノーとか何とかということになりませんか。私は6年交渉をさせていただきますと、労働条件が今までの既得権でそれよりちょっとでも下がるとそれは問題だと、こういう話で、自分たちの権利の主張はあれであります、新しいところに取り組むという、そういう意欲は私は感じられませんでした。

高給の皆さんが立派にやっていたらっしゃると、それは高給でも立派にやっていたらっしゃる人もいるけれども、しかしやっぱり臨時の方でも立派にやっていたらっしゃる方、むしろそちらの方を私は評価していただいている声の方が多いのであります。今回はやっぱり13万で据え置きの方はやっぱり順次上げていきたいと思います、民間並に。それから今のままの人については別に待遇をどうしようなんていうことじゃありま

+

せんけれども、自然的にやっぱりおやめになる場合には民間の方にだんだん移していきましよう、そちらの方が私はサービスが向上してくると。もちろん競争もありますし、工夫もありますし、意欲もありますし、私はやっぱり民間が一番サービス内容がよくなっていくということに認めるか認めないかによって随分違うものだなというふうに思います。

公立運営費の一般財源化にしても、流れはそうですよ。確かに最後に高橋議員が、私は高橋議員にも申し上げたいんですが、質疑ですよ、質疑のときに質問をして最後に私の答弁で終わるのが私は筋だと思いますが、あのときに持ち出しなんか少ないんだと、補助金があるからだと、こういうお話でありました。しかし、それはどんどん少なくなって、やっぱり一般財源化になっていくんじゃないですか、それが今の三位一体の改革じゃありませんか、やっぱり地方でできることは地方でできるだけやっていくという、そういう積極的な面をしっかりとらえていくことの方が大事なのではないですかというふうに私は思います。

次に、市財政についてであります。私は大道寺議員の質問にもお答えしましたが、これはやっぱり386億の一般会計、特別会計、債務負担行為、繰出金、すべてのあれを精査してみたところ、386億、土地開発公社だけでも28億4,500万、こういうのをやっぱり処理しなければいけないのではないですか。だから、具体的に私は民間でできることは民間でとか、公債費負担適正化計画で高い金利を低い金利に借りかえる、あるいは一括返済をしていく、土地開発公社は経営健全化対策で緊急にやっぱり直していく、ISO14001をとって、仕事もやっぱり外部の目が入るようにして、外部のチェックができるようにして仕事も見直していったって、環境に適合するような仕事をしていく、あるいは部長制を廃止する、課も統廃合する、このスリム

化をしていく、定員もこの5年間で53名、13.3%減らしていく、人件費等も減らしていく、そしてこの5年間については賃金カットも議員の皆さんにもお願いしましたし、職員の皆さんにも、何よりも我々はその先頭を切ったつもりであります。やっぱりここは我慢をしていって、5年間でよくしましようというのをご提案して、386億が347億になったわけですよ。しかも、臨財政対策債12億8,700万入ってですからね。私は18年度の末の322億まで努力をしたいと思えます。そこに近づけるようになるわけです。これくらいきちっと総枠の市債を、この16年度が一番厳しかったけれども、返しながら、健全化に努めていて、それがだめだということ、ここはやっぱり根本的に違うのかなと、私はそう思わざるを得ません。評価はいろいろあります。藤原議員の評価もある。だれだれ議員の評価もあります。しかし、私は全般的なやっぱり交渉を持っている総務省なりあるいは県当局なり、あるいは私がおつき合い願っているマスコミの皆さんなり、何よりも県民、市民の皆さんの評価は私は長井市は少しずつ5年間の中でよくなってきたのではないかと、積極的に評価すべきではないかと。自画自賛の嫌いがありますが、そういう声の方が私にとって多いと思っております。したがって、2期目の選挙はあのとおり結果であります。その選挙をもとにしてやっぱりちゃんと私は評価をさせていただいているものだと思います。

仕事も地域の内発的発展の再建プログラムと申されました。ご議論に異議はありませんけれども、やっぱり具体的にどうするかであります。例えば国をつくるためにはすぐ公共事業と軍事費だと言う。それから、地方も今度県知事選挙の争点になりますけれども、公共事業は要らないと、こういうふうになると。そうでしょうか。この5年間でやってきて、ダムが危なかったのが今順調に伸びてきたのも、長井工業高校が立

派に建てかえられて、課も環境福祉が出てきて、定員割れが下降か何か起こっておったのが、今まず何とかこの地域のあれの中で健闘しているのも、あかしあ橋もあるいはこの伊佐沢大橋、さくら大橋も287も、こういうものはやっぱり国や県と、それから我々の出ている代議士や国会議員の皆さんや、協力をして、県会議員の皆さんと協力をして、私たちは必要なものだと思っているんです。そして、必要なやっぱり支援をしてもらってきた。だから建設会社等も非常に厳しいけれども、それはやっぱり長井は長井で頑張っているのではないかと、東北のダムの中でも評価をさせていただいておりますし、フットパス等でも評価をさせていただいているというのは、私はこれは自画自賛でもなくて、事実だろうというふうに思います。

私は統計はもちろん大事であります。しかし、その統計の中に時代の変化を読みとらなければいけないと思います。その時代の変化に対応しながら、ある意味で先取りをしていかなければいけない、何がこれから必要かということを具体的にやりながらやっていかなければいけない。ハードだけではなくて、やっぱりソフトも重要だと、当然であります。全体のバランスをとりながらやっぱり地方でできることは地方でやる、民間でできることは民間でやる、この原則のもとに長井を発展させていく。

先ほども申しましたが、他市町村に比べて経済の力というのは、これはもう44市町村で少しずつ上がってきているわけです。置賜では1番ですよ。ここは自信を持っていい。高速道路や新幹線がなくても、やっぱり市民の皆さんのNPOも七つもできて一生懸命頑張っている、ここをしっかりと評価するかしないかでありまして、藤原議員は余り評価していただけないということではありますが、私はそこはやっぱり最後に見解の相違だと申し上げざるを得ないと思っております。

以上です。

鈴木良雄議長 田中勝男教育委員長。

田中勝男教育委員長 藤原議員の質問にお答えいたします。

先ほど議員が述べられておりましたように、昨年3月中央教育審議会は、答申、新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画のあり方についてを文部科学大臣に提出いたしました。

答申の主な内容は、現行法の基本理念である個人の尊厳、人格の完成、平和的な国家及び社会の形成者などの憲法にのっとる普遍的なものは基本的理念として残し、今後とも大切にすることとしております。それに加えまして、新たに21世紀を切り開く心豊かでたくましい日本人の育成を目指す観点から、信頼される学校教育の確立、大学改革の推進、家庭の教育力の回復、公共に参画する意識や態度の涵養、日本の伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心の涵養、そして生涯学習社会の実現などの理念や視点を加えるものとしたものであります。

改定の趣旨としましては、現行法が制定されてから57年も経過したこと、そしてこの間社会情勢が大きく変化したこと、また、教育全般についてさまざまな問題が生じていることなど、挙げられておりますが、このことについて私も納得しているところでございます。

といいますのは、現行法は先ほど議員が述べられましたように、戦前の教育理念の反省に立って、終戦直後の荒廃した社会の中から生まれたわけですので、まずは学校教育を建て直そうとする考えが強く反映されているものであると思われるからです。いわば学校教育に少し偏っているということでございます。

また、現行法制定から60年近くを経た今、少子高齢化の問題、核家族化、高度技術情報化、国際化等々、社会は急激な変化の中にありますが、そんな中で教育に関するさまざまな問題を

+

抱えていることも確かでございます。

今、子供の最大の教育環境は家庭であるとか、大人が変われば子供も変わるということをしよっちゅう耳にしますが、こうしたことは一昔前までは例えば三つ子の魂百までというふうに、口に出さなくともだれの心にもあった知恵、あるいは理念であったのではないかというふうに思います。

今、先ほどのようなことを声を大にして叫ばなければならないというのはどうしてなのでしょう。価値観が多様化したからということもできるでしょうが、変化した社会の中であるの生活はどうなるのか、社会の未来像が描かれないう、そうした不安が増して、将来の見通しに立った教育理念とは何なのかということなど、見えなくなっている、あるいは忘れかけている状況があると考えるからです。こんなときだからこそ教育の目指す方向性はどうか、教育の根本である教育基本法を補完あるいは補強する内容はないのかと見直してみることは大きな意義を感じるわけでございます。

答申で挙げられた理念に信頼される学校教育の確立が挙げられております。これは子供の個性尊重や国際化、環境問題への対応も重視するという内容も含まれており、私は納得しているものであります。また、家庭はすべての教育の出発点として家庭の教育力の回復、学校、家庭、地域の連携、協力の推進を挙げておりますが、さきに述べました観点から、現行法を補完あるいは補強する意味で理解できるものであります。

また、だれでも、いつでも、どこでも自由に学べる社会として生涯学習の理念を挙げておりますが、このことは現行法にはない極めて重要な理念であると思っています。しかし、公共の精神とか国を愛する心、あるいは伝統文化の尊重などについては個人的、主観的な営みを法律で規制するという懸念もありますし、答申が大切としたみずから学ぶ態度や自発的精神の育成

と矛盾するという論もありますから、こうした点についてはより慎重に幅広い論議を重ねなければならないことだと思っています。

ともあれ、新しい時代にふさわしい教育基本法を求め、幅広い論議が重ねられまして、よりよい合意が図られるべきで、見直しは急ぐべきものではないというふうに考えております。

以上でございます。

鈴木良雄議長 15番、藤原民夫議員。

15番 藤原民夫議員 どうもありがとうございました。体調がちょっとぐあい悪いものですから、いろいろ反論はありますが、時間もないし、別の機会に譲って質問を終わらせていただきたいと思っております。

鈴木良雄議長 ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

午前11時54分 休憩
午後1時00分 再開

谷口栄子議員の質問

鈴木良雄議長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

市政一般に関する質問を続行いたします。

順位7番、議席番号4番、谷口栄子議員。

(4番谷口栄子議員登壇)

4番 谷口栄子議員 12月定例会に通告しております3項目について質問させていただきます。市長を初め、市民課長、健康課長、福祉事務所長、建設課長、教育長のご答弁よろしくお願いたします。

初めに、このたびの新潟県中越地震で亡くなられた多くの方々はもとより、さまざまな面で